

群馬大学医学部外国人留学生に関する内規

平成16. 4. 1
制 定

(入学許可)

第1条 外国人留学生の入学は、群馬大学学則第62条により本学部教授会の議を経て学長がこれを許可する。

(入学志願)

第2条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 国籍及び在留資格を確認できるもの
- (4) 出願資格証明書
- (5) 身元保証書（保証人は日本国内に在住する者）

(雑 則)

第3条 この内規に定めるもののほかは、本学部学生に関する規定を準用する。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。